

令和 8 年度第1回佐賀県建設工事入札審査会 会議結果

開催日時	令和 8 年7月 7 日(火)10 時 00 分から 11 時 22 分まで										
開催場所	ホテルグランデはがくれ 1階 ハーモニーホール (佐賀市天神2丁目1番36号)										
出席者	(委 員) 帯屋委員、倉富委員、七田委員、東島委員 (事 務 局) 建設・技術課長 他 6 名 (審査対象機関) 佐賀中部農林事務所 建築住宅課施設整備室 佐賀土木事務所 東部土木事務所 杵藤土木事務所 有明海沿岸道路整備事務所 入札・検査センター										
会議の公開 ・非公開	公開(ただし、自己採点型以外の総合評価落札方式による入札案件の個別評価点に係る審査については、非公開)										
非公開理由	自己採点型以外の総合評価落札方式による入札を行った案件の個別評価点(評価の内訳)については、個別企業の技術者に係る個人情報や企業独自の技術的情報が含まれるため。										
会議概要	審査対象期間(令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 3 月31 日)に契約した 3,500 万円以上の工事 81 件の中から、委員が抽出した 9 件の工事について 審査 <table><tr><td colspan="2">抽出案件</td><td>9 件(1件)</td></tr><tr><td rowspan="3">内 訳</td><td>一般競争入札</td><td>0 件(－)</td></tr><tr><td>条件付一般競争入札</td><td>9 件(1件)</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>0 件(－)</td></tr></table> ※()は、自己採点型以外の総合評価落札方式の件数	抽出案件		9 件(1件)	内 訳	一般競争入札	0 件(－)	条件付一般競争入札	9 件(1件)	随意契約	0 件(－)
抽出案件		9 件(1件)									
内 訳	一般競争入札	0 件(－)									
	条件付一般競争入札	9 件(1件)									
	随意契約	0 件(－)									

審議概要(案)

委 員	県(○発注者、◆事務局)
開会 ・ 総合評価落札方式(自己採点型以外)による条件付一般競争入札の1案件の個別評価点(評価点の内訳)に係る審議等については、非公開とする。	
1 報告事項 ① 契約状況 ② 指名停止等の運用状況	◆配布資料により説明
2 審議事項 資料番号 12 <佐賀中部農林事務所> クリ防災 第5320118-001号 嘉瀬地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和7年度国補正) 資料番号 13 <佐賀中部農林事務所> クリ防災 第5320118-002号 嘉瀬地区県営クリーク防災機能保全対策事業工事(用排水路工)(令和7年度国補正)	
◎いずれの工事についても、入札参加者数が多いにもかかわらず、落札率が100%となっている。このような結果となった理由としてどのような事情が考えられるか。また、今後の対策としてどのような対応が考えられるか。	○落札率が100%になった理由は ・施工に必要な下請け業者を確保するための費用や、「受注後の収益性や工事のやりやすさ(具体的には、地元対応、軟弱地盤への対応、施工時期の制約)などを考慮し、落札価格を下げてまで受注する必要はない。」といった経営判断があったこと。 ・発注見通しで公表されている発注予定件数と応札すると考えられる業者数から勘案し、「100%で応札しても受注できるのではないか」との判断があったことが推察される。 ・改善策として、より多くの業者が入札に参加し、競争が働く環境を整えるため、次の項目に取り組んでいきたい。 (1) 発注規模の検討(特 A 級への発注の検討) (2) 入札時期が年度初め頃となる夏場施工の実施(大豆作付への地元の協力が必要) (3) 早期発注や余裕期間制度(フレックス方式)の活用による発注時期の平準化 ○今回のクリーク工事の特徴として次の負荷があることで無理して受注しなくてもよいとの判断になったものと想定される。 ・農地の作付け状況により、着工時期に制限がある。 ・農地の借地が必要となる。 ・軟弱地盤である。
◎これまでの審査会で審議されたことは工事の特殊性から競争性が働かないという	○例えば軟弱地盤への対応等が実際の現地の工事で求められる。

結論でしたが、工事のやり易さも影響するのか。 ◎発注資格を広げる中で、競争の厳しいB級になったら100%を切る予測は理解できるが、特A級についても100%切るのはどうということか。	その難しさを言い表すため「やり易さ」という言い回しをした。それから水路工事は時期が限定されますので、それらのことを踏まえて100%での入札をしないと難しいという考えがあったのではないかと推測する。 ○クリーク防災工事は特A級とA、B級の現場があるが、特A級の入札に関しては競争原理が働き100%での落札はなかったと記憶している。
◎この審査会で入札参加者数を増やすためにランクを下げる話も別の工事であったと記憶しているが、今の話から考えれば特A級にするのは方向性が逆になると思われる。 ◎発注規模と落札率の傾向を分析することが今後に有益だと考える。	○先ほど、発注規模について特A級への発注について検討したいということを説明しましたが、今年度のクリーク防災工事で特Aクラスが施工しているが、その際の入札では実際に競争が働いている。
資料番号 18 < 建築住宅課施設整備室 > 07整備 第 0308201-001 号 肥前鹿島駅新駅舎(仮称)新築工事	
◎今期最高額であり、総合評価の内容も含めて競争の状況を確認したい。	○・「佐賀県建設工事共同企業体取扱要領」より、建築一式工事で設計金額概ね10億円以上の工事であったことから、3者JVを入札参加条件としている。 ・今回、応募者2者、入札参加者2者であった。 ・総合評価の結果、技術評価点においては、落札者とならなかった者の方が0.5点高い評価点であったが、入札価格においては、落札者となった者の方が約5%低い金額であったことから、入札価格の差により評価値が逆転し、落札者が決定している。
◎評価値が低くても意欲的に落札する意向が見えるので競争原理が働いていると言える。評価値が低くても高目の入札価格によって取りに行き、その工事を経験することによって評価点が上がるという好循環になる理想的なパターンだと考えられる。特A級になると競争が働き易くなるという傾向の現れかという気がする。JVの代表者は評価点が高いと考えられるので、構成員がこの工事を経験することで自社の評価点が上がればJVのシステムが有効に機能していると受け取れる。	

資料番号 29 <佐賀土木事務所>

道橋補助 第 0131299-004 号 三瀬栗並線(下合瀬工区)道路橋りょう補助工事(道路改良工)

資料番号 30 <佐賀土木事務所>

道橋補助 第 0130212-005 号 川上牛津線(池上工区)道路橋りょう補助工事(舗装工)

◎案件番号29番と30番の工事は、どちらも道橋補助工事で複数の入札参加者がいるにもかかわらず、落札率が 100 %と 92 %と差がある。この差が生じた理由を知りたい。

○落札率の差については、主に工種特性の違いによるものと推察される。

・29番の「道路改良工事」(落札率100%)については、擁壁工、側溝工、迂回路撤去等を含む複合的な工事であり、現場条件や施工方法による不確定要素が大きい。そのため、施工リスクを考慮した経営判断が働きやすく、各社とも収益性確保を優先し、価格を下げにくい傾向にある。

・その他の理由として、手持ち工事が多く同じ条件の工事が多く発注されていることや技術者や下請けの確保が困難であること及び労務費や資材等の高騰が考えられる。

・30番の「舗装工」(落札率92%)については、道路改良工事後に実施するものであり、施工方法や工程が比較的標準化されているため、施工条件の見通しが立てやすい。そのため、価格競争が働きやすい工種である。

・その他の理由として、手持ち工事や同条件の工事の発注件数の多寡によることと、一定の手持ち工事の確保が必要である事業者の事情によることが考えられる。

◎29番と30番の工事の落札率についての説明の中で、29 番について、手持ち工事が多いことは、入札時に把握できないのか。入札時に手持の工事が多いとなれば入札の公告日をずらして競争原理を働かせるべきと考えるが。

○工事の発注タイミングは、受注状況を考慮するが、一方では事業の促進スケジュールもあるので、総合的に勘案して発注時期を考えている。

◎29番の工事は手持ち工事が多くて30番は手持ち工事が少なかったと説明だが、公告日、開札日が同じである。双方の手持ち工事の状況を教えていただきたい。

○29番の道路改良工については手持ち工事が多いと説明したのは土木工事一式の手持ち工事多く、一方の30番の舗装工事については舗装業種に発注している工事が当時は比較的少なかったということで分析している。

資料番号 33 <佐賀土木事務所>

河川保全 第 9908040-002 号 佐賀江川河川保全(臨時・大型)工事(河道掘削工)(O県債)

資料番号 34 <佐賀土木事務所>

河川保全 第 9908040-001 号 佐賀江川河川保全(臨時・大型)工事(河道掘削工)(O県債)

◎案件番号31～34の工事は、入札参加者がいづれも一定数以上いるにもかかわらず、落札率が100%で競争が働いていない。

今後、競争を働かせるために、検討されて

○落札率 100%の理由については、主に河道掘削工事の特性によるものと推察される。

(1)河道掘削工事は、土砂の掘削、運搬、処分が主体であり、施工内容が比較的定型的で積算の予見性が高いため、各社の積算結果が近似しやすく、価格差が生じにくい特性がある。

いる対策があれば伺いたい。 ◎案件番号33、34は、いずれの工事についても、入札参加者数は多いにもかかわらず、落札率が100%となっている。このような結果となった理由としてどのような事情が考えられるか。また、今後の対策としてどのような対応が考えられるか。	(2)本工事はダンプ運搬費や労務費の占める割合が高く、近年の燃料費や労務費の上昇の影響を受ける。これらの単価は市場に依存するため、各社でコスト構造が類似しやすく、結果として応札価格が収束する傾向がある。 (3)技術者不足や手持工事の状況から、各社とも受注後の収益性確保を重視する傾向があり、価格を下げてまで受注するインセンティブは働きにくい状況。 (4)改善策としては、競争性の確保に向けて、発注時期の平準化(早期発注、余裕工期制度の活用)や同種工事の発注時期の分散化、また、発注見通しの適切な公表による参加促進に取り組む。
◎31～34番が一律 100%で落札されている。先ほど説明された落札率の高止まりの事象があったとしても、それをなんとか下げることが適正な競争原理を生むと思う。今後も、適正な競争原理が働きやすい環境づくりを検討していただきたい。 ◎発注時期の分散化について、佐賀県において稲作等の関係でクリーク工事については施工時期が限られる説明があったが、河川系の工事を年間で分散することは可能か。	○河川系の工事については、出水期(6月～9月)は原則とて河川廻りの工事は行わないため、発注時期はこの時期を外してタイミングを見定める。
資料番号 39 <東部土木事務所> 広域河改 第 0610120-004 号 田手川広域河川改修工事(護岸工)	
◎応募者が少ない(落札率が高い)理由をご回答いただいた上で、入札参加者を増やすための取り組みがあれば教えていただきたい。	○・当該工事は、隣接する樋管工事との工事用進入路や河川内の工事における仮設工等が重複し、これらの工程調整が必要なことから、応札に慎重になったのではないかと推察される。 ・今回の公告は2回目であり、当該工事は土木一式A級の案件であるが、1 回目の公告では入札参加者がなかったため、入札参加資格を特A又はA級と広げて公告を行っている。 ・改善策としては、工事の発注時期の平準化及びできるだけきめ細やかに積算できるものは積算をするよう努めている。
◎対策の2点目で説明された積算の細やかさについては魅力的でない工事を良くするための対策のようだが、並行して施工される隣接工事に配慮しながらの工事のように目に見えにくい要因は積算に換算しづらいと考えられるが予定価格に反映することは可能か、また、実際されているのか。	○積算に反映することは難しいと考える。だからこそ業者にとって費用に換算されない部分があるので、手を上げることに慎重になっていると考える。だからこそ、見れるところはしっかりと積算するよう努めている。

◎例えば、今おっしゃった「見れるところをみる」という積算の具体的な方法は、例えばどういうところに配意するのか、今の時点で一つでも何か例示が挙げられるか。	○作業計画においてステージ1、ステージ2ごとに仮設計画を踏まえ施工計画を作るので、各段階で検証できるものが漏れないように、ステージ・ステージで検証できるものを計上し損なわないよう計画を充分詰めて施行する。それを積算に反映することを設計段階の積算から極めていくことが丁寧な積算となる。
◎1 回目が不調のため、特A級まで広がっていると言われたが実際に応札したのは1者だったということですね。現状としてA級、特A級も含めて札参加資格を満たす業者数は概ね何者ぐらいか。 そもそも、条件を満たすところが圧倒的に少なく1者だったのかそれとも対象業者が多い中での1者だったのかで競争のあり様も変わってくると思われる。 ◎2回目の入札でも1者しか入らなかったということですね。先ほどからの審議の中で応札業者を増やす対策に取り組んでいたと思いますので、今後も継続していただくようにお願いします。	○東部土木事務所管内でA級だけでも30社ぐらいあり、特Aを入れるとさらに増える。
資料番号 70 <杵藤土木事務所> 港湾補助 第1220607-001号 住ノ江港港湾補助工事(物揚場改修)	
◎応募者が少ない(落札率が高い)理由、過去の同様の工事(2023年以降)について同じ会社のみが落札(いずれも入札が1社)することとなった理由、について教えてください。 また、この間、競争を促すために入札参加資格の見直しを行ったかどうか、今後見直しを行う予定があるか、についても併せてお聞かせいただきたい。	○・当現場は、漁業者が利用する物揚場の改修工事となっており、現場工期が海苔期を外した5月から8月末までの4か月短い期間となっている。 また、六角川の河川内に位置する港湾区域での工事となり、出水期に行う必要がある施工条件が厳しい工事となっており、このことが、入札参加者が少ない原因と推察される。 ・入札参加資格の要件については、過去の工事と工事内容が同じため同様の要件で発注してきている。 ・改善策としては、物揚場の改修工事は、今回対象の工事により完了するが、海苔養殖が関係する工事では、現場工期について、今までも漁協と期間の延長について調整を行ってきたため、今後も少しでも現場工期が確保できるように引き続き調整を行い、施工条件の改善に努めたい。
◎工事エリア的には工期が限られるので、業者が限定的で、入札に参加し易い条件とは考えにくい工事として捉えられる。応募者1者だが、入札参加資格の施工実績を満たす業者は他にもいますね。	○参加資格を満たす業者は4社程度あったと思う。

◎過去に今回発注の工事を施工していない業者が新しく本工事に参加することには心理的に抵抗感があるものなのか。 ◎調べたところ、本件の受注については、2023 年以降の工事については同じ会社だけが応札し落札している。工事の特性はわからないが 2023 年以降は継続して同じ業者が受注しているので理由を確認したかった。他の業者が応募しづらい条件があったのかも併せて確認したい点だった。 本工事は特A級、A級が最初から条件となっているが、入札方式上はどういう位置付けになるのか。	○本工事は改修工事であるため、新設工事をした業者が過去の経験から、漁港の調整など見えにくい部分で優位ではある。その点で新設する橋梁工事等とは違うところがある。 ◆総合評価落札方式選定フロー(P16)により「土木一式(特殊工事)((港湾土木(水上施工))」で価格競争となる。
資料番号 77 <有明海沿岸道路整備事務所> 道改2B 第 1110208-010 号 国道208号(佐賀道路)道路改良(国道)(2B)工事(道路改良工)(令和7年度国補正)	
◎有明沿岸道路の地盤改良工事は取り上げ案件と思われるが、額が大きいので、他の工事との比較も含め、議論したい。	○当工事は、令和7年度国補正予算を受けて発注した13件のうちの1件である。地盤改良や盛土工事を主とする工事について、単年度で完了しなければならないことを踏まえて、出来るだけ現場が錯綜しないような工区割りとして発注した工事である。 なお、受注機会の拡大と工事の早期完了のため、とり上げ案件とした。 応札状況や落札率については、競争入札参加資格設定説明資料のとおりである。
◎毎回、有明海沿岸道路の道路改良工はすごく人気工事になる。かつ、92%で落札して順次取り抜けるパターンが定着している。不思議に思っていることが、有明海の軟弱地盤の地盤改良は各社が簡単だと考えていること。なぜ簡単だと思えるのか疑問に思える。大学の研究室でも地盤改良に関して研究対象になっている。なおかつ事故が起きているので施工の精度を求められるため、各社に簡単に考えて欲しくない工事だと思う。応札が多いことは悪いことではないが、応募する会社に安易感が出てくると疑問視せざるを得ない。今回の質問の主旨は、有明海の地盤改良工事にあたっての心構えを徹底してもらいたく提起した。	○先生がおっしゃられたように、今回の地盤改良工事は自動車専用道路の土台になる非常に重要な部分であり、品質管理が非常に求められる部分だと考えている。発注者として、県内の業者の中でも技術力の高い特A級を選定し工事を発注している。工事発注後はしっかりとした品質管理を求め、基準以上の強度があるのか試験施工を繰り返し行うなど、確実な品質を確保したうえで工程どおり進捗しているのか管理している。私どもも発注者として、いいものを作る理念をもって取り組んでいるので是非よろしくお願いいたします。